

【大崎市】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	8,857	8,563	8,306	7,931	7,569
② 予備機を含む 整備上限台数	10,185	9,847	9,551	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	8,306	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	8,306	0	0
⑤ 累積更新率	0%	0%	100%	104%	109%
⑥ 予備機整備台数	0	0	830	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	830	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	0%	10%	0	0

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・令和8年度に、GIGAスクール構想に基づき令和2年度整備した端末等の更新を行う。令和9年度4月1日から、全校で端末を使用開始できるように調整する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：10,089台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：200台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託：0台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者へ再使用・再資源化を委託：9,889台
- ・その他（ ）：0台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う

☒ 処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和9年4月 新規購入端末使用開始

令和9年6月 処分事業者 選定

令和9年9月以降 使用済端末の事業者への引き渡し